

加 監 公 表 第 5 号

平成 2 5 年 6 月 2 4 日

加古川市監査委員 久保 一人

加古川市監査委員 大塚 隆史

監 査 公 表

地方自治法第 2 4 2 条第 1 項の規定により下記の請求人から提出された加古川市職員
措置請求（平成 2 5 年 4 月 2 6 日付受理）について、同条第 4 項の規定に基づき監査を
実施した結果を次のとおり公表します。

記

請 求 人

（氏名省略）

1 請求の受理

本件職員措置請求について、平成25年5月10日に監査委員において協議し、所要の法定要件を具備していると認め、平成25年4月26日付でこれを受理することに決定した。

2 請求の要旨

加古川市職員措置請求の要旨は次のとおりである。

- (1) 「加古川市中学校給食の早期実現を考える議員連盟ニュース」平成25年3月号（以下「ニュース」という。）において、発行元連絡先として、加古川市議会事務局内の電話番号が記載されているが、「加古川市中学校給食の早期実現を考える議員連盟」（以下「議員連盟」という。）なる団体は任意の団体であり、その団体のニュースの発行元連絡先としての職務を市議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）が行うことは加古川市議会事務局処務規程（以下「処務規程」という。）には規定されていない。

よって、このニュースの記事の是正とその公表、連絡先を議員連盟の団体内とするよう、ニュースに記載されている関係3会派（新政会、市民クラブ、公明党議員団）に変更させるとともに、この件に関する事務局職員の事務に要した費用を、議員連盟を構成する3会派に返還させること。

- (2) ニュースの発行元である議員連盟は、加古川市議会政務調査費の交付に関する条例（以下「条例」という。）が交付対象とする会派又は会派に属しない議員に当てはまらず、交付対象にならない。ニュースには、議員連盟所属の議員がそれぞれ所属する会派の表示はあるが、会派として発行する市政報告となっていない。

よって、このニュースに係る関係3会派からの政務調査費としての発行費用請求に対して政務調査費の交付を行わないこと。支出済みの場合は、支出を取り消し3会派に返却を求めること。

3 監査の実施

加古川市職員措置請求書、提出された事実を証する書面を基に検討し、関係する事務局職員の関係人事情聴取（平成25年5月23日）を行い、監査を行った。

なお、請求人については、陳述を行わない旨を請求人に確認した。

4 監査を実施した監査委員

加古川市監査委員 久保 一人

加古川市監査委員 大塚 隆史

5 監査委員の除斥

監査委員のうち名生昭義監査委員及び松本裕一監査委員は、平成25年5月10日の監査委員協議において、地方自治法第199条の2の規定により除斥とした。

6 監査の結果

(結論)

- (1) 請求人は、「議員連盟なる団体は任意の団体であり、その団体のニュースの発行元連絡先としての職務を事務局職員が行うことは処務規程には規定されていない。」と主張するが、本件に係る電話の対応や取次ぎが処務規程に反しているとはいえ、事務局職員が、ニュースの発行元としての職務に携わっている事実は認められない。
- (2) 請求人は、「ニュースの発行元である議員連盟は、条例が交付対象とする会派又は会派に属しない議員に当てはまらず、交付対象にならない。また、ニュースには、議員連盟所属の議員がそれぞれ所属する会派の表示はあるが、会派として発行する市政報告となっていない。」と主張するが、ニュースに係る経費について、政務調査費が交付された事実はなく、今後、政務活動費としても相当確実に交付されるとは予測できない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断した。その理由は次のとおりである。

(理由)

- (1) 請求人は、「ニュースにおいて、発行元連絡先として、「加古川市議会 議会事務局内 電話079-427-9303」と記載されているが、議員連盟は任意の団体であり、その団体のニュースの発行元連絡先としての職務を事務局職員が行うことは、処務規程に

規定されていない。」と主張し、ニュースの記事の是正とその公表及び連絡先を議員連盟の団体内とするよう変更させるとともに、その事務に要した経費を議員連盟を構成する新政会、市民クラブ及び公明党議員団の3会派に返還させるよう求めている。

そこで、請求人の言う「発行元連絡先の職務」としては、発行元としての職務と連絡先としての職務が考えられるが、まず事務局職員が、ニュースの発行元としての職務に携わっている事実は認められなかった。

次に、連絡先としての職務については、具体的には電話の応対や取次ぎが考えられることから、ニュースに「発行元連絡先」として掲載された電話番号を確認したところ、議会事務局総務課副課長席の電話番号であり、現在「議会だより」及び市のホームページで議会事務局の連絡先の電話番号として掲載しているものであった。当該電話番号は現在、議会事務局の代表的な直通電話番号として利用されているものであり、これらの電話の応対や取次ぎといった連絡先としての職務は処務規程には規定されていないが、日頃から事務局職員が行っており、議会の運営上当然に必要な業務と考えられる。

本件のような任意の団体の場合の連絡先の記載については、議会事務局の代表的な電話番号ではなく、発行元への連絡先を具体的に明示することが望ましいと考えるが、議員連盟が加古川市議会議員のみで構成された団体であることから、本件に係る電話の応対や取次ぎが処務規程に反しているとはいえない。

よって、請求人の主張には理由がないと判断した。

(2) 請求人は、「議員連盟は、条例が対象とする会派又は会派に属しない議員に当てはまらず、政務調査費の交付対象にならない。また、ニュースには、議員連盟所属の議員がどの会派に属するかの表示はあるが、会派が発行する市政報告となっていない。」と主張し、当該ニュースの発行に係る経費は、政務調査費の請求に対して交付を行わないこと、また支出済みの場合は返還させるよう求めている。

そこで、加古川市における政務調査費について調査したところ、条例及び加古川市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により、政務調査費は、年間4回（4月、7月、10月、1月）交付され、四半期（3か月）ごとに収支報告書により使用した経費の内容が報告されている。

平成25年4月15日に提出された平成24年度最終の政務調査費の収支報告書を

確認したところ、当該3会派の収支報告書には当該ニュースに係る経費が含まれていなかった。

また、平成25年3月1日に、加古川市議会政務活動費の交付に関する条例が施行され、それまでの政務調査費から平成25年度分より政務活動費となっている。

平成25年度の政務活動費については、第1四半期終了後に収支報告書が提出されるが、地方自治法第242条第1項において、監査請求の要件として「当該行為がなされることが相当な確実さをもって予測される場合を含む。」と規定されており、これは単に漠然とした可能性が存在するだけでは足りず、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えていることが必要である。本件の場合、当該ニュースに係る経費が平成25年度の政務活動費の収支報告書に含まれる可能性はあるが、その確実性を示す事実は何ら確認することはできず、政務活動費の交付が相当の確実さをもって予測されるものとはいえない。

以上のことから、請求人の主張には理由がないと判断した。